

保育事業のご案内

▶問合せ 子ども課 保育係 (☎95-0121)

【一時保育】

保護者の傷病、入院、出産、その他の事情で、緊急的・一時的に子どもの世話が困難な場合に子どもを預かります。平成30年度から待機児童対策として保育所の定員を拡充するため、一時保育の実施施設を集約します。利用者にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

区 分	保 育 所	子育て支援センター
対象児童	生後6か月から5歳児	生後6か月から2歳児
実施施設と利用定員※	【平 日】 逢妻保育園 10人まで 上重原保育園 3人まで 【土曜日】 宝保育園 6人まで	【平 日】 中央子育て支援センター 6人まで
保育時間	【平 日】 午前8時から午後4時まで 【土曜日】 午前8時から正午まで	【平 日】 午前8時30分から午後4時30分まで
利用料	1回あたり 3歳未満児 1,800円 3歳児 850円 4歳児以上 750円 ・生活保護、市民税非課税世帯は無料 ・食事代、おやつ代は別途徴収	1回あたり 3歳未満児 1,800円 ・生活保護、市民税非課税世帯は無料 ・食事、おやつは持参です。
保育理由と利用期間 ※	①傷病、入院、出産等 14日以内 ②短期間の就労等 10日以内 ③その他 3日以内	①傷病、入院、出産等 14日以内 ②その他 3日以内
申込み	前月初日から子ども課で受付	前月初日は中央子育て支援センターのみ受付 前月2日以降は子ども課または中央子育て支援センターで受付

※平成30年4月から知立保育園、高根保育園、上重原西保育園での一時保育は実施しません。

※保育理由が「傷病、入院、出産等」や「短期間の就労」の場合は、診断書・母子手帳等または就労証明書などを提出する必要があります。すでに一時保育の利用があり、提出されている場合も、4月以降（3月1日受付開始）の利用には改めて提出していただきます。（就労証明書等の様式は子ども課で配布します。）

【病児・病後児保育】

病気または病気の回復期にあるため、集団保育などが困難であり、保護者の仕事などにより家庭での保育ができない場合に子どもを預かります。

区 分	事 業 内 容
対象児童	生後6か月から小学校3年生まで
実施施設と利用定員	栄クリニック 病児保育室「むくむく」(☎81-0067) 1日につき4人まで
保育時間	月曜日から土曜日（祝日、お盆、年末年始等は除く） 【平 日】 午前8時30分から午後5時30分まで 【土曜日】 午前8時30分から正午まで
利用期間と利用料	1回あたり連続7日間まで 1日につき2,000円 ・生活保護、市民税非課税世帯は無料 ・市民税所得割の額が48,600円未満の世帯は1,000円 ・給食代、おやつ代は別途徴収
申込み ※	①事前に子ども課に就労証明書等を提出（緊急時は要相談） ②利用前に子ども課および栄クリニックに電話連絡 ③栄クリニックに利用申込書、医師連絡票を提出
持ち物	着替え、ミルク、哺乳瓶、オムツ、タオル、保険証など



※すでに病児・病後児保育の利用があり、就労証明書等を提出されている場合も、4月以降の利用には改めて提出していただきます。就労証明書等の様式は子ども課で配布します。

※利用申込書、医師連絡票は市ホームページからダウンロードできます。